

バーゼル委による市中協議文書「健全な
オペレーショナル・リスク管理のための諸
原則(改訂版)」、「オペレーショナル・レジ
リエンスのための諸原則」について

2020年9月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。市中協議文書の内容については必ず原文を御確認下さい。また、当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

1. 概要

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、2020年8月6日、以下の諸原則に係る市中協議文書を公表した。
 - ①オペリスク管理諸原則(改訂版)(原題:Revisions to the principles for the sound management of operational risk)
 - ②オペ・レジリエンス諸原則(原題:Principles for operational resilience)
- 両市中協議文書に対するコメントは、2020年11月6日までに、以下のBISのウェブサイトに英文で提出することが求められている。
 - <https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>
 - 提出したコメントはBISのウェブサイトに掲載されるが、非公開の扱いで提出することも可能(その旨を明記)。

1. 概要(オペリスク管理諸原則)

- オペリスクは、銀行の内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生起することから生じる損失に係るリスクである。
- バーゼル委は、オペリスク管理に係る諸原則を2003年に策定し、その後グローバル金融危機の教訓などを踏まえて2011年に改訂している。
- 今般、以下の観点から、再改訂することを提案。
 - ✓ 2014年にバーゼル委が実施した同諸原則の適用状況にかかるサーベイの結果および近年のデジタルイゼーションの進展を踏まえ、ICTセキュリティの確保やシステム等の変更管理に係る原則を拡充する。
 - ✓ 3線防衛体制の具体的な整備のあり方を随所に追記。
 - ✓ 2017年に最終化されたバーゼルⅢのオペリスク新標準的手法における文言と齟齬が生じていたため、平仄を合わせる。

1. 概要(オペ・レジリエンス諸原則)

- オペ・レジリエンスとは、テロやサイバー攻撃、パンデミック、自然災害等の事象が発生しても、銀行が「重要な業務 (critical operations)」を継続できる能力をいう。
 - 「重要な業務」は、途絶すると当該銀行の業務継続、金融システムの中での役割に深刻な影響を及ぼし得る活動やプロセス、サービス、それらを支える資産。各銀行の性質や金融市場における役割によって異なる。
 - 重要な業務に対して、各銀行のリスクアペタイト、リスク能力、リスクプロファイルを考慮しつつ、経営陣が「オペ・レジリエンスの期待水準 (operational resilience expectations)」を設定するよう求めている。
- バーゼル委は、オペ・レジリエンスを評価する枠組み(metrics)の開発が今後の課題であるとし、市中協議において情報提供を呼びかけている。

2. 既存の諸原則との関係

- 実効的なオペリスク管理は、オペ・レジリエンスの確保に繋がるものであり、両原則は統合的に実施される必要。
- また、オペ・レジリエンスは、以下の枠組みとも整合的な形で態勢整備する必要。
 - コーポレート・ガバナンス
 - リスクアペタイト・フレームワーク
 - 業務継続計画 (BCP)
 - サードパーティリスク管理態勢
 - 再建計画・破綻処理計画 (RRP)
- バーゼル委は、プリンシプル・ベースのオペ・レジリエンス諸原則を提案(将来、両諸原則や関連文書を一本の文書に統合する可能性もある)。

3-1. オペリスク管理諸原則・抄訳

総論

①リスク管理文化の醸成

経営陣は、強靱なリスク管理文化の醸成にあたり自ら指導的な役割を果たすこと。行動規範や倫理規範を示すほか、スタッフに対し適切なリスク管理および倫理に関する教育を提供すること。

②オペリスク管理体制の確立

銀行は、組織横断的なリスク管理体制の一環として、オペリスク管理体制を確立、実施、維持すること。

ガバナンス

③ガバナンス体制の確立

経営陣は、主要なオペリスクおよび統制環境を監督し、オペリスク管理の有効な実施体制を確保すること。

④リスク選好度の承認と定期的な見直し

経営陣は、自行のオペリスクのアペタイト（選好度）および許容度を承認し、定期的に見直すこと。

⑤確立したガバナンス体制の実施

経営陣は、明確、実効的かつ頑健なガバナンス体制を確立し、オペリスク管理に関する組織の方針や業務プロセス、システムに整合的に落とし込むこと。

リスク管理

⑥リスクの特定・評価

経営陣は、主要な商品や業務プロセス、システムに内在するオペリスクを網羅的に特定・評価すること。

3-1. オペリスク管理諸原則・抄訳

リスク管理（続）	<p>⑦適切な変更管理の実施</p> <p>経営陣は、変更管理を、十分な資源、リスク・統制環境の継続的な評価、適切な3線防衛態勢のもとで、網羅的な形で実施すること。</p> <p>⑧モニタリング・報告体制の整備</p> <p>経営陣は、自行のオペリスクの特性やリスク量を定期的にモニタリングする仕組みを導入すること。また、経営陣とビジネスラインの各レベルで、適切な報告体制を整備すること。</p> <p>⑨統制環境とリスク削減戦略の整備</p> <p>銀行は、強靱な統制環境と、リスク削減・リスク移転戦略を整備すること。</p>
ICT	<p>⑩ICTセキュリティの確保</p> <p>銀行は、オペリスクのアパタイトや許容度に応じた頑健なICTセキュリティを確保すること。ICT資産について、脅威からの保護を講じるとともに、侵害の検知や初動・回復の訓練を定期的に実施すること。</p>
BCP	<p>⑪業務継続態勢の整備</p> <p>銀行は、BCPを整備し、業務に深刻な混乱が生じる場合にも重要な業務を継続し、損失の拡大を防ぐ能力を確保すること。</p>
開示	<p>⑫オペリスク情報の開示</p> <p>銀行は、外部の利害関係者が、自行のオペリスク管理やリスク量を適切に評価できるように情報を開示すること。</p>

3-2. オペ・レジリエンス諸原則・抄訳

① ガバナンス	銀行は、インシデントが発生した際にも重要な業務の提供に及ぼす影響を最小限に抑えられるよう、既存の体制を活用しつつ、オペ・レジリエンスの確保に向けた有効なガバナンス体制を確立し、監督すること。
② オペリスク管理	銀行は、オペリスク管理における3線防衛態勢を応用することにより、業務プロセス、人的資源、システムに対する組織内外の脅威や潜在的なリスクを常に把握すること。また、自行のオペ・レジリエンスの期待水準に沿って、重要な業務の脆弱性を速やかに評価し、リスクを管理すること。
③ BCPとテスト	銀行は、BCPを整備すること。また、深刻であるが起こり得るシナリオを想定した訓練を実施し、インシデント発生時でも重要な業務を継続できるか確認すること。
④ 相互関連性の特定	銀行は、重要な業務の提供に関わる組織内外の相互関連性や相互依存関係を特定および記録し、重要な業務の提供に必要なオペ・レジリエンスの期待水準を設定すること。
⑤ サードパーティ依存度の管理	銀行は、重要な業務の提供に関わるサードパーティやグループ内組織への依存を管理すること。
⑥ インシデント管理	銀行は、インシデントが発生した際の初動・回復計画を、自行のリスク許容度（リスクアパタイトやリスク受容力、リスク特性を踏まえて設定）と統合的な形で整備すること。また、実際に発生したインシデントからの教訓を踏まえて、同計画を継続的に更新していくこと。
⑦ サイバーを含むICTセキュリティ対応	銀行は、サイバー関連を含む頑健なICTセキュリティを確保すること。ICT資産について、脅威からの保護を講じるとともに、侵害の検知や初動・回復の訓練を定期的実施すること。

4. 市中協議における質問項目

□ オペリスク管理諸原則

- ✓ 改訂内容は必要十分か。各原則やその説明文に対して特段のコメントはあるか？ さらに考慮すべき点はあるか？

□ オペ・レジリエンス諸原則

- ✓ 効果的なオペ・レジリエンスの管理の要件を適切に捉えているか？ さらに考慮すべき点はあるか？
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大からの教訓から盛り込むべき論点はあるか？
- ✓ オペリスクやオペ・レジリエンスに関するバーゼル委の諸原則を統合するメリットはあるか？
- ✓ 貴行はオペ・レジリエンスをどのように測定しているか。そのためには、どのようなデータが必要か？